

岩手県告示第953号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成22年12月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立ての免許をした年月日 平成22年12月2日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称
  - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
  - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 大船渡市大船渡町字砂子前104番2、104番3、104番5及び116番1並びに字宮ノ前111番地先水面
  - (2) 区域 大船渡漁港内の既設岸壁に設置した漁港施設の測量基準点3 NO. 1を基点とし、基点から286度11分 19.6メートルの点を1点とし、1点から203度24分 42.0メートルの点を2点とし、2点から302度59分 40.0メートルの点を3点とし、3点から20度38分 21.4メートルの点を4点とし、4点から20度38分 15.0メートルの点を5点とし、5点から23度08分 1.8メートルの点を6点とし、1から6まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
  - (3) 面積 1,616.22平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
  - (1) 位置 3(1)と同じ。
  - (2) 区域 別紙図面のとおり。
  - (3) 面積 2,689.65平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地
- 6 埋立てに関する工事の施行に要する期間
  - (1) 着手期間 免許の日から起算して120日以内
  - (2) しゅん功期間 着手の日から平成25年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。